

## トピックス

- 金誠同達、多くの業務の分野で『チャイナビジネスロージャーナル』2024年度卓越法律事務所賞を獲得

## 法令速報

- 北京市、初の外商投資を対象とする専門的な法規を可決
- 中国、レアアース業界に対する管理の更なる強化に関する規定を公布
- 最高人民法院、独占禁止をめぐる民事訴訟に関する司法解釈を公布
- 最高人民法院、司法解釈の公開を通じて新旧会社法の効力の整合を明確化

## 弁護士コラム

- 新「独占禁止司法解釈」における独占的協定に関する規定の解説

**金誠同達、多くの業務の分野で『商法』2024年度卓越法律事務所賞を獲得**

有名法律雑誌、『商法』(China Business Law Journal。)は7月24日、2024年度卓越法律事務所賞(China Business Law Awards 2024)のランキングを公開しました。金誠同達は「業績卓越法律事務所」賞を獲得し、三項の執務分野と四項の業界分野でランク入りいたしました。

これらの執務分野の賞には、次のものが含まれています。

- 銀行・金融
- 国際貿易
- 国外M&A

これらの業界分野の賞には、次のものが含まれています。

- 自動車・工業・製造業
- エネルギー・自然資源
- 保険・再保険
- メディア・エンターテインメント・スポーツ

細分化された各分野で 2023 年内の業績が最も突出していた法律事務所を選出するために、同誌は独立性・客観性・公正性の原則を堅持し、広範にわたる申告資料の収集後に数か月もの調査研究と評価を行った上で、数百部の選考資料と千に及ぶ企業高級管理職員・法務担当者・ベテラン弁護士からの評価意見を最終的に収集しています。卓越した業務水準と良好な業界内の評判をご評価いただき、金誠同達はそちらの中からご選出いただきました。金誠同達は今後も依然として引き続き、学者としての謹厳実直な姿勢、専門家としてのサービス水準、チームとしての提携モデル、および国際化された品質水準をもって己を厳しく律し、最も専門的な完備された法律サービスをクライアントの皆さまに誠心誠意提供して参ります。

### 北京市、初の外商投資を対象とする専門的な法規を可決

北京市人民代表大会常務委員会は 2024 年 6 月 3 日、公式サイトにおいて「北京市外商投資条例」(以下「条例」)を公布した。「条例」は北京市において初の外商投資を対象とする専門的な法規となっている。中国における外資企業は以下の内容に関心を払っておく必要がある。

1. 「条例」においては、中国国外の投資家の北京市における出資金、利益、キャピタルゲイン、資産処分所得、知的財産権使用許諾費用、法により取得する補償金・賠償金、清算所得などは、法により人民元または外貨をもって自由に入金・送金することができることに明確に言及されている。

2. 「条例」においては、外商投資の分野における知的財産権に対する行政上の保護と司法上の保護を強化しなければならないことが特別に強調されている。北京市における各級の人民法院は外商投資の知的財産権にかかわる案件における財産保全・証拠保全・行為保全の申請については、これを法定の期限に従って受理および審査し、裁定を下さなければならない。知的財産権に対する故意の侵害については、情状が深刻であった場合には、権利侵害を対象とする懲罰的な賠償が法により適用される。

3. 「条例」においては、北京市が外商投資企業の研究開発・生産・販売等データの越境時における安全かつ秩序的な流動を法により促進することに言及されている。インターネット情報弁公室は条件に該当する外商投資企業の重要データ・個人情報の越境安全評価の効率的な展開のために利便性を提供し、外商投資企業と本社との間におけるデータの流動をサポートし、自由な流動が可能な一般データのリストの形成を模索しなければならない。

4. 「条例」によると、北京市市場監管局は外商投資企業の登録登記処理の流れを更に完全化し、中国国外投資家身分認証データ照合検証メカニズムと異郷主体資格相互承認メカニズムを確立し、外商投資企業登録登記処理の全工程オンライン化を実現する見通しである。

(法規原文: [http://www.bjrd.gov.cn/zyfb/202406/t20240603\\_3701576.html](http://www.bjrd.gov.cn/zyfb/202406/t20240603_3701576.html))

### 中国、レアアース業界に対する管理の更なる強化に関する規定を公布

李強首相は 6 月 22 日、第 785 号の國務院令に署名し、「レアアース管理条例」(以下「条例」)を公布した。「条例」は 2024 年 10 月 1 日から施行される。

「条例」においては、国家がレアアース資源の貯蔵量、種類の差異、産業の発展、生態の保護、市場の需要などの要素に基づいてレアアースの採掘・製錬・分離に対する総量規制を実施し、動的な管理を合理化することが規定されている。レアアース採掘企業とレアアース製錬・分離企業は国家の総量規制管理に関する規定を厳格に遵守しなければならない。レアアースの採掘・製錬・分離・金属精製・総合利用およびレアアース製品の輸出に従事する企業は、レアアース製品動向記録制度を確立し、レアアース製品の動向情報を如実に記録し、これをレアアース製品トレーサビリティシステムに入力しなければならない。

企業が上述の義務に違反した場合においては、「条例」に基づいて行政処罰に処せられ、情状が深刻であったときは、刑事責任が追及されるおそれもある。

(法規原文: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content\\_6960152.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm))

### 最高人民法院、独占禁止をめぐる民事訴訟に関する司法解釈を公布

最高人民法院は 2024 年 6 月 24 日、「最高人民法院 独占をめぐる民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」(以下「独占禁止司法解釈」)を公布した。同解釈は 2024 年 7 月 1 日から施行されている。

「独占禁止司法解釈」は 51 条から成り、独占禁止をめぐる民事訴訟手続に関する事項、関連市場の画定、独占的協定、市場支配的地位の濫用、独占行為をめぐる民事責任などに対する詳細な規定が行われている。「独占禁止司法解釈」によって将来的な独占禁止をめぐる訴訟案件の審理や政府行政部門の独占禁止法執行への重要な影響が一律にもたらされる。「独占禁止司法解釈」の具体的な内容については、「弁護士コラム」の欄にて、詳細な解説を行う。

(法規原文: <https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/435721.html>)

### 最高人民法院、司法解釈の公開を通じて新旧会社法の効力の整合を明確化

2023 年 12 月 29 日に第十四次全国人民代表大会常務委員会第七次會議において二度目の改正が行われた「中華人民共和国会社法」(以下「新会社法」)は、2024 年 7 月 1 日から施行されている。新会社法の施行後における新旧の法律の整合的な適用の問題を解決するために、最高人民法院は「最高人民法院『中華人民共和国会社法』適用の時間的な効力に関する若干の規定」(以下「規定」)を制定した。「規定」も 2024 年 7 月 1 日から新会社法と並行して施行されている。

「規定」によると、新会社法の施行後における法的な事実によりもたらされる民事紛争案件には、会社法の規定が適用される。新会社法の施行前における法的な事実によりもたらされる民事紛争案件には、当時の法律または司法解釈に規定が行われていた場合には、当時の法律または司法解釈の規定が適用される。ただし、以下の状況下においては、新会社法の適用が要求される可能性がある。

1. 新会社法の適用がその立法目的の実現に更に有利であるとき。

2. 新会社法の施行前における会社にかかわる民事上の法的行為が、当時の法律・司法解釈に依拠した場合には無効であるものと認定されるが、新会社法に依拠した場合には有効であるものと認定される時。
3. 旧版の法律または司法解釈に比べて新会社法の規定が更に明確かつ具体的であるとき。

(法規原文: <https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/436481.html>)

## 新「独占禁止司法解釈」における独占的協定に関する規定の解説

弁護士 焦 陽

2024年6月24日に中国の最高人民法院は「最高人民法院 独占をめぐる民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」(以下「新『独占禁止司法解釈』」という。)を公布した。同解釈は7月1日から正式に施行されている。新「独占禁止司法解釈」においては、新たに改正された「中華人民共和国独占禁止法(2022年版)」(以下「独占禁止法」という。)に基づいて長年の司法裁判において形成された実践経験を汲み、2012年に公布された「最高人民法院 独占行為によりもたらされる民事紛争案件における法律適用の若干の問題に関する規定」に対する全面的かつ大幅な改正が行われている。

新「独占禁止司法解釈」は全51条から成り、これには主に手続に関する規定、関連市場の画定、独占的協定、市場支配的地位の濫用、および民事責任という五つの大きな章が含まれている。本稿においては新「独占禁止司法解釈」における独占的協定にかかわる一部の重要な規定に対するご紹介と解説を二回に分けて行う。

今回は一回目として、まずは独占的協定をめぐる紛争における関連市場画定の挙証と証明の責任、および水平的協定の認定に関する規定について、ご紹介と解説を掲載する。

### 1. 独占的協定をめぐる紛争における関連市場画定の挙証と証明の責任

関連市場とは、事業者が一定期間内に特定の商品またはサービス(以下併せて「商品」という。)をめぐる競争を行う商品の範囲と地域の範囲をいう。関連市場の画定は往々にして競争行為に対して分析を展開するに当たっての起点となる。新「独占禁止司法解釈」の第十四条第一項には、独占をめぐる民事紛争案件を審理する場合において、訴えられた独占行為が独占禁止法に違反しているものと原告が主張するときは、原則として関連市場を画定しなければならず、かつ、原告が、証拠または十分な説明理由を提供する責任を負担しなければならない、という旨が規定されている。

しかし、独占をめぐる民事紛争案件における「挙証困難・証明困難」という特徴を考慮し、原告の挙証上の負担を軽減するために、新「独占禁止司法解釈」においては関連市場を画定するに当たっての挙証・証明責任に対する更なる規定が行われている。そのうち、典型的な独占的協定を対象として新「独占禁止司法解釈」の第十四条第四項には、訴えられた独占行為が独占禁止法の第十七条と第十八条に明確に列挙されている典型的な独占的協定(すなわち、価格協定、数量制限、市場分割、新技術・新設備購入制限、新技術・新製品開発制限および取引共同ボイコットという典型的な水平的協定、ならびに転売価格固定および最低転売価格制限という典型的な垂直的協定)に属しているものと原告が主張する場合には、原告は関連市場の画定に対する挙証責任を負担しないことができる、という旨が規定されている。

このほか、新「独占禁止司法解釈」の第十四条第三項には、仮に訴えられた独占的協定の事業者の顕著な市場支配力の具備、または訴えられた独占行為の競争排除・制限効果の具備の証明に足る証拠を原告が提供する場合には、原告は関連市場の画定に対する更なる挙証責任を負担しないことができる、という旨も規定されている。前述の典型的な独占的協定以外の典型的ではない独占的協定をめぐる民事紛争案件には、本条の規定を適用することができるものと理解されている。

独占をめぐる民事紛争案件における関連市場画定の挙証と証明の責任については、下表のとおりに総括することができる。

表1 独占をめぐる民事紛争案件における関連市場画定の挙証と証明の責任

原則			原告は関連市場を画定し、証拠または十分な説明理由を提供しなければならない
典型的な独占的協定	水平的協定	商品価格の固定または変更	原告は関連市場の画定に対する証拠を提供しないことができる
		商品の生産数量または販売数量の制限	
		販売市場または原料調達市場の分割	
		新技術・新設備の購入制限または新技術・新製品の開発制限	
		取引の共同ボイコット	
	垂直的協定	第三者向け商品転売価格の固定	
		第三者向け商品転売最低価格の限定	
典型的ではない独占的協定	原告の提供する証拠が、訴えられた独占的協定の事業者の顕著な市場支配力の具備または訴えられた独占行為の競争排除・制限効果の具備の直接の証明に足りているとき	関連市場の画定に対する更なる挙証責任を負担しないことができる	
	原告の提供する証拠が、訴えられた独占的協定の事業者の顕著な市場支配力の具備または訴えられた独占行為の競争排除・制限効果の具備の直接の証明に足りてないとき	関連市場の画定に対する更なる挙証責任を依然として負担する必要がある	

## 2. 水平的協定の認定

### ① 協調的行動の認定

独占禁止法の分野において「協調的行動」とは、事業者間において協定または決定を明確には行わずに協調・一致の行為が実質的に存在していることをいい、独占的協定の一種に属している。その書面ではないという特徴により協調的行動はその他の独占的協定に比べてより高い隠ぺい性を帯びており、この原因によっても司法と法執行の実践における事業者の行為に対する協調的行動構成認定の難度が更に高まる傾向がもたらされている。協調的行動を対象とする原告の挙証の難度を引き下げるために、新「独占禁止司法解釈」の第十八条においては、人民法院が協調的行動を認定するに当たって考慮しなければならない要素の明確な列挙を基礎とし、ただ一部の要素を予備的に証明することのできる証拠のみを提供することが原告に認

められている。具体的に述べると、人民法院は協調的行動を認定するに当たって次の点を考慮しなければならない。

- (1) 事業者の市場行為における一致性の存否
- (2) 事業者間における意思疎通または情報の交換もしくは伝達への従事の有無
- (3) 関連市場における市場の構造、競争の状況、市場の変化などの状況
- (4) 事業者の行為の一致性に対する合理的な説明実施の可否

このうち、原告は挙証を行うに当たってただ(1)と(2)または(1)と(3)の予備的な証拠のみを提供する必要があり、事業者に協調的行動が存在している可能性が比較的に高いことを証明することができればよい。この場合、被告は行為の一致性に合理的な原因(事業者が市場と競争の状況の変化等に基づいて行為を独立的に実施していたことを含む。)が存在していたことを証明しなければならず、これを証明することができなかった場合には、人民法院は協調的行動の成立を認定することができる。

表 2 協調的行動の判断方法と証明規則

	原告	被告	判断結果
「1+2+4」モデル	以下の二項の要素の予備的な証拠を提供する: ・事業者の市場行為における一致性の存在 ・事業者間における意思疎通または情報の交換もしくは伝達への従事	行為の一致性に対する合理的な説明を行うことができない	協調的行動の構成
「1+3+4」モデル	以下の二項の要素の予備的な証拠を提供する: ・事業者の市場行為における一致性の存在 ・関連市場における市場の構造、競争の状況、市場の変化などの状況	行為の一致性に対する合理的な説明を行うことができない	

このほか、協調的行動を認定するに当たって考慮される要素について特に注意を払わなければならないのは、「独占的協定禁止規定」に比べると、新「独占禁止司法解釈」においては事業者間における意思疎通・情報交換の要素を考慮する際の「情報の伝達」という状況が追加的に足されており、これによりある事業者からその他の事業者への情報の一方的な提供の行為にも協調的行動の構成が認定される可能性が存在することになる、という点である。

## ② 「競争関係」の認定

新「独占禁止司法解釈」の第十九条第一項においては、「独占禁止法」第十七条の規定する「競争関係を有する事業者」に対する更に詳細な説明が行われている。同項によると、競争関係を有する事業者とは、商品の生産経営において同一の段階にあり、比較的に緊密な代替関係がある商品を提供し、独立的な経営上の意思決定を行い、法的責任を負担している二以上の実際の事業者または同一関連市場に入って競争する可能性のある潜在的な事業者をいう。

上記を基礎とし、新「独占禁止司法解釈」の第十九条第二項においては「単一経済主体」の概念が更に導入されている。これはすなわち、仮に(1)特定の事業者が、その他の事業者に対する支配権を取得しており、もしくはその他の事業者に決定的な影響を及ぼすことができ、または(2)二以上の事業者が、同一の第三者からの支配もしくは決定的な影響を受けている場合には、これらは一つの経済主体であるものとみなされなければならない、互いに独立的な競争者であるものとはみなされない。これは上述の「単一経済主体」の状況の下で事業者間において達成される「独占禁止法」第十七条の列挙する協定は、「独占禁止法」の禁止する水平的協定には属しないことを意味している。

ただし、「単一経済主体」については当面のところ、実務上の諸問題が依然として不明確なままになっている。これらは例えば、(1)前述の「支配(権)」および「決定的な影響」の判断基準は、企業結合の場合における「支配(権)」および「決定的な影響」の基準と一致しているのか、具体的にはどのような判断要素が含まれているのか、(2)この「単一経済主体」という概念は垂直的協定にも準用することができるのか、などの点を挙げるることができる。

(次回につづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>